（法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第百十一条　法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～五　（略）

六　第八十七条第三項及び第六項から第八項までの規定による添付書類の省略に係る事務

七～九　（略）

附　則

（特例老齢年金）

6　特例老齢年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三～九　（略）

7　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～五　（略）

（特例遺族年金）

10　特例遺族年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所並びに請求者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係

二　被保険者又は被保険者であつた者の氏名及び生年月日並びに死亡した年月日並びに個人番号又は基礎年金番号

三～十　（略）

11　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　前項の規定により同項の請求書に被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号を記載する者にあつては、当該被保険者又は被保険者であつた者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十一　（略）

第二表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第六章　雑則（第八十九条―第百三十一条）	第六章　雑則（第八十九条―第百三十条）
附則	附則